

和泉中央連合自治会 4 月度定例会

令和 7 年 4 月 27 日

1 連合会長挨拶

2 依頼報告事項

- (1) 令和 7 年度日本赤十字社会費（活動資金）に係る募集について
(泉区社会福祉協議会) ……資料 1●
＜広報よこはま掲載：なし＞
- (2) 「横浜市みんなのおでかけ交通事業」について
(都市整備局地域交通推進課) ……資料 2★
＜広報よこはま掲載：なし＞
- (3) 新たな「横浜市地震防災戦略」について
(総務局防災企画課) ……資料 3★
＜広報よこはま掲載：なし＞
- (4) 初期消火器具設置費用の一部補助について
(消防局予防課、泉消防署総務・予防課) ……資料 4★
＜広報よこはま掲載：なし＞
- (5) 第 27 回参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙における投票管理者等の推薦に
ついて
(泉区総務課) ……資料 5
＜広報よこはま掲載：なし＞
- (6) GREEN×EXPO 2027 の機運醸成について
(脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課・泉区区政推進課) ……資料 6★
＜広報よこはま掲載：なし＞
- (7) 自治会町内会館整備について
(市民局地域活動推進課・泉区地域振興課) ……資料 7★
＜広報よこはま掲載：なし＞
- (8) 戸籍氏名の振り仮名記載について
(市民局窓口サービス課・泉区戸籍課) ……資料 8★
＜広報よこはま掲載：あり（3 月号）＞
- (9) 敬老パスの新たな取組について
(健康福祉局高齢健康福祉課、泉区高齢・障害支援課) ……資料 9★
＜広報よこはま掲載：あり（4 月号）＞

3 その他

(10) 区勢便覧「IZUMI 2025」の御提供について

(泉区総務課) ……資料 13

<広報よこはま掲載：あり(3月号)>

(11) 令和7年度泉区地域支援チーム担当者一覧について

(泉区地域力推進担当) ……資料 14

<広報よこはま掲載：なし>

★は郵送による各会長への配送 ●は他のルートで配送します。

4 各部会報告

保健衛生部 防犯部 防災部 交通安全部 福祉厚生部
文化部 スポーツ部 子ども育成指導部 環境部

5 和泉中央連合議題

(1) その他

=次回のご案内=

5月25日(日) 定例会 9:30~

定例会後 地区経営委員会

泉中央公園集会所にて

以上

泉 区 連 長 会 資 料
令和 7 年 4 月 1 8 日
泉 区 社 会 福 祉 協 議 会

地区連合自治会町内会長 様

日本赤十字社泉区地区委員会
委員長

令和 7 年度日本赤十字社会費（活動資金）に係る募集について（ご依頼）

平素より日本赤十字社の活動につきまして、多大なるご理解とご協力をいただきまして深く感謝申し上げます。

さて、今年度につきましても、5月1日から6月30日までを強化運動月間といたしまして、日本赤十字社会費（活動資金）に係る募集を実施します。

各自治会・町内会長様宛には【別紙1】の文書にて、別途ご依頼をさせていただきますのでよろしくお願いします。

募集活動に必要な資材等につきましては、各自治会町内会様からご回答いただいた資材数を4月中旬から下旬までにお届けします。送付資材の内容につきましては【別紙2】をご参照ください。

また、10万円以上の郵便振込みで納入される際は、「注意事項」がございますので【別紙3】をご参照ください。

なお、各自治会・町内会ごとのご依頼（目安額）の一覧表を作成しましたので、あわせてご参考にしてください。

【実施期間について】

- (1) 「赤十字会員増強運動」については、5月1日～6月30日を期間としておりますが、ご協力くださる地域の方々の健康・安全を第一義とし、戸別訪問等による募集やポスターの掲示につきましては、地域の実情にあわせた柔軟なご対応をいただけるよう引き続きよろしくお願いします。
- (2) 会費は原則通年募集しておりますが、決算の都合上、当年度の最終受付を令和8年2月6日（金）とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

【事務局】

日赤泉区地区委員会
（横浜市泉区社会福祉協議会内）
担当：藤原・坂巻
電 話 045-802-2150
F A X 045-804-6042

令和7年度 和泉中央地区 日赤会費(活動資金)依頼(目安)額

自治会町内会名	※1 世帯数	日赤
		会費200円
和泉栄町内会	513世帯	102,600円
和泉台谷戸町内会	1,300世帯	260,000円
和泉町さつき会	260世帯	52,000円
和泉中央南ハイツ自治会	146世帯	29,200円
和泉町わかば会	720世帯	144,000円
和泉中村町内会	929世帯	185,800円
和泉東町内会	695世帯	139,000円
金子山自治会	53世帯	10,600円
金子山みなみ町内会	45世帯	9,000円
上和泉西部自治会	229世帯	45,800円
神田町内会	30世帯	6,000円
中和泉町内会	139世帯	27,800円
並木谷戸町内会	556世帯	111,200円
A.G.I.自治会	132世帯	26,400円
グレースシアいずみ中央自治会	280世帯	56,000円
パークスクエア横濱いずみ中央自治会	187世帯	37,400円
合 計	6,214世帯	1,242,800円

※1 ここにお示した金額は、令和6年4月1日現在の世帯数で積算していますが、各自治会町内会で把握している世帯数を基本にご協力をお願いいたします。

「横浜市みんなのおでかけ交通事業」について【情報提供】**1 事業の趣旨**

誰もが移動しやすい環境を整えていくため、地域公共交通を「増やす」取組として「横浜市地域交通サポート事業」に代わる新たな制度「横浜市みんなのおでかけ交通事業」を創設し、令和7年度から運用を開始しましたので情報提供します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 添付資料

パンフレット

（「横浜市みんなのおでかけ交通事業」について）

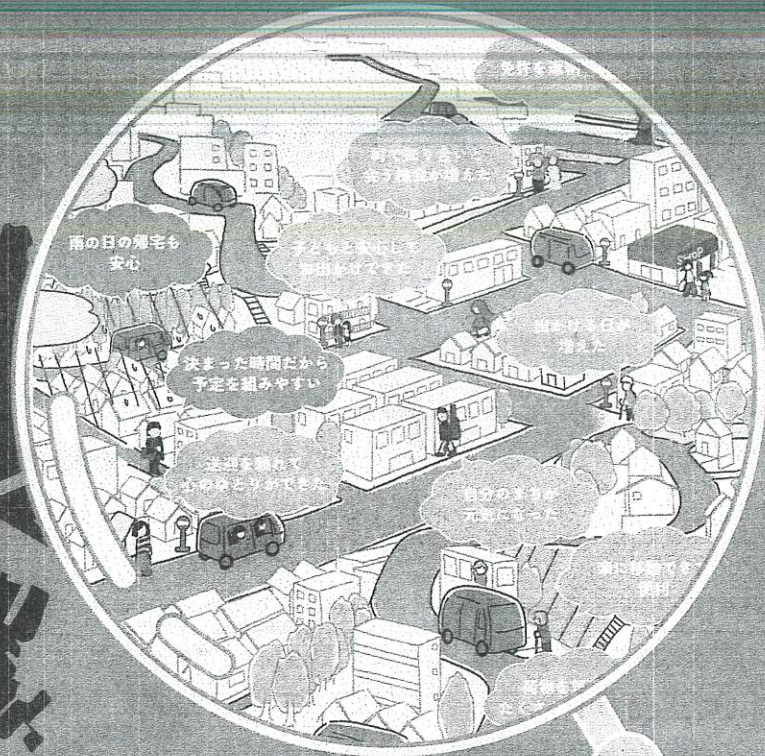
4 事業概要

買い物などの日常生活の移動が不便と感じる地域で、日常生活圏（自宅周辺エリアや最寄り駅）を移動するための新たな地域公共交通「おでかけシャトル」を導入し、地域の移動課題の解決を目指す事業です。

「おでかけシャトル」の導入に向けては、住民・行政・交通事業者など関係者が協力しながら、連携して取り組むことが必要です。

新たな制度では、アンケート調査の実施や関係者との調整支援等、地域等の取組に対する様々な支援を行うとともに、運行経費、車両導入等の環境整備費、その他地域公共交通の運行に必要なとなる経費の一部を補助します。

都市整備局地域交通推進課
担当 勝山、星野
電話 045-671-3800 /FAX 045-663-3415
メール tb-chikikotsu@city.yokohama.lg.jp



横浜市 みんなのおでかけ交通事業

●どんな事業なの？

買い物などの日常生活の移動が不便と感じる地域で、日常生活圏（自宅周辺エリアや最寄り駅）を移動するための新たな地域公共交通「おでかけシヤトル」を導入し、地域の移動課題の解決を目指す事業です。

地域の皆様の取組意向



移動しやすく
暮らしやすいまちに
したい！

運行計画の作成



地域でアンケート
を実施

運行
スタート！

利用状況チェック

地域でアンケートを実施



検討・伴走



補助金交付

●取組体制

「おでかけシヤトル」の導入に向けては、関係者が協力しながら、連携して取り組む必要があります。

市役所・区役所

検討・伴走



住民・企業

取組主体・利用促進



交通事業者

運行・安全管理



新たな「横浜市地震防災戦略」について【情報提供】

1 趣旨

本市では、令和 6 年能登半島地震の状況などを踏まえ、市の地震防災対策を強化するため、「地震防災戦略」を刷新しました。

12 月に素案を公表し、市民意見募集を通じていただいたご意見（計 482 件）等を踏まえ、戦略をとりまとめることができましたので、意見募集等へのご協力にお礼を申し上げるとともに、戦略の内容をご報告いたします。

また、各区連会に危機管理室職員が伺い、戦略に関するご説明をさせていただきますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 地震防災戦略について

(1) 戦略の位置付け・期間

- 地震防災戦略とは、横浜市防災計画に基づき、大規模地震の被害軽減に向けて市役所が取り組む行動計画（アクションプラン）です。
- 戦略期間は令和 7～15 年度とし、そのうち令和 7～11 年度を「集中取組期間」として各取組を推進していきます。
- 戦略の推進にあたっては、自治会町内会や地域防災拠点運営委員会など、地域の方々と意見を交わしながら、実効性のある取組を展開していきます。

(2) 戦略の概要

別紙のとおり

(3) 戦略（冊子データ）及び市民意見募集の結果

市ウェブサイト（下記ページ）に掲載しています。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikikaku/senryaku/ikenboshuu.html>



総務局危機管理室防災企画課 担当：阿武、田岡

電 話 671-4096

電子メール so-bousaikikaku@city.yokohama.lg.jp

横浜市地震防災戦略

令和7年3月改定

地震防災戦略の位置付け

市防災計画に基づき、大規模地震被害の軽減に向け、市役所の具体的な取組をまとめた行動計画

戦略期間

令和7～15年度（集中取組期間 令和7～11年度）

戦略の4つの柱

柱1	市民や地域の「発災前からの備え」の強化 防災行動の促進及び多様な助け合いの強化（自助・共助の推進）、地震火災対策の推進、建物倒壊等の防止対策強化、災害時にも生きるまちづくりの推進により、市民や地域の「発災前からの備え」を強化します。
柱2	誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築 避難所環境の向上、物資支援の充実、配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援、多様な避難への支援、早期の生活再建に向けた支援により、誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みを築きます。
柱3	大規模災害時の拠点等整備 広域防災拠点（旧上瀬谷通信施設地区）の整備、災害応急活動体制の強化により、大規模災害時の拠点等を整備します。
柱4	災害に強いまちづくりの推進（インフラの強靱化） 緊急輸送路等の強靱化、上下水道の強靱化、港湾施設等の強靱化により、災害に強いまちづくり（インフラの強靱化）を進めます。

「横浜市地震防災戦略」のダウンロード

横浜市ウェブサイトからダウンロードできます。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikeikaku/senryaku/ikenboshuu.html>



初期消火器具設置費用の一部補助について【情報提供】

1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新する費用（器材全て又は一部）を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）

スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】定例会等でご検討いただき、申請する場合はお住いの区の消防署にご相談の上、申請を行ってください。
単位会長あて資料を送付します。

3 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大の恐れがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

4 申請方法

- (1) 受付期間：令和7年4月1日（火）から9月30日（火）まで
- (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、お住いの区の消防署所に御提出をお願い致します。

※申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロードまたは最寄りの消防署所でお渡しします。

○「横浜市 初期消火器具」で検索

○2次元コード



5 補助の対象経費

今年度も引き続き、下記表の①及び②に該当する補助を実施します。

また、令和7年度からは、③横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合、初期消火器具の設置費用の10分の9に相当する額（上限27万円）を補助するメニューを新たに追加します。

	整備内容	補助の対象経費
①	初期消火器具の新規設置又は器材全ての更新設置の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額（上限20万円/1件）
②	初期消火器具の一部更新設置の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額（上限7万円/1件）
③	「 <u>重点対策地域</u> 」に該当する町丁目に初期消火器具を <u>新規設置</u> する場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>9/10に相当する額（上限27万円/1件）</u>

6 お問い合わせ先

鶴見消防署 (503-0119)	中消防署 (251-0119)	保土ヶ谷消防署 (342-0119)	金沢消防署 (781-0119)	青葉消防署 (974-0119)	栄消防署 (892-0119)
神奈川消防署 (316-0119)	南消防署 (253-0119)	旭消防署 (951-0119)	港北消防署 (546-0119)	都筑消防署 (945-0119)	泉消防署 (801-0119)
西消防署 (313-0119)	港南消防署 (844-0119)	磯子消防署 (753-0119)	緑消防署 (932-0119)	戸塚消防署 (881-0119)	瀬谷消防署 (362-0119)

※申請要件や書類等のお問い合わせは、お住いの区の消防署へご連絡ください。

消防局予防課
担当 佐藤、岡田
電話 045-334-6406 /FAX 045-334-6610
メール sy-yobo@city.yokohama.lg.jp

泉区連長会資料
令和7年4月18日
泉区選挙管理委員会事務局

泉選管第1号
令和7年4月18日

泉区連合自治会町内会長 各位

泉区選挙管理委員会委員長

投票管理者及び投票立会人の推薦について（依頼）

日頃より、各種選挙の執行にあたり、格別の御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、今年度は、第27回参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙の執行が予定されております。

つきましては、各選挙におきまして、公正かつ円滑な執行のため、投票管理者及び投票立会人の御推薦等について、お力添えを賜りたくお願い申し上げます。

1 選挙の種類及び日程

選挙の種類	参院選		市長選
	選挙区選出 議員選挙	比例代表選出 議員選挙	
公示日(告示日)	令和7年7月3日(木)		令和7年7月20日(日)
投票	令和7年7月20日(日) 7時00分～20時00分		令和7年8月3日(日) 7時00分～20時00分
開票	同上(即日開票) 21時15分～		同上(即日開票) 21時15分～

選挙の種類	期日前投票所 設置場所（予定）	受付期間・時間	
参院選	区役所	期間	7月4日(金)～7月19日(土)（16日間）
		時間	8時30分～20時00分
	臨時 (立場地区センター)	期間	7月12日(土)～7月19日(土)（8日間）
		時間	9時30分～20時00分
市長選	区役所	期間	7月21日(月)～8月2日(土)（13日間）
		時間	8時30分～20時00分
	臨時 (立場地区センター)	期間	7月21日(月)～8月2日(土)（13日間）
		時間	9時30分～20時00分

※ 参院選については、通常国会の会期延長がない場合の想定日です。

会期が延長された場合は延長幅に応じて日程が変更となります。(通常国会の会期末は令和7年6月22日、任期満了日は令和7年7月28日)

2 依頼事項

別紙「投票管理者・投票立会人 推薦要領」に基づき、投票管理者（当日投票所）、投票立会人（当日投票所）、投票立会人（期日前投票所）の御推薦をお願いします。

(1) 期日前投票所の投票立会人の推薦

御推薦いただく日数・人数については、資料1「期日前投票所 投票立会人 推薦依頼日数」、資料2「期日前投票所 投票立会人 推薦依頼人数」を御参照ください。

様式1「期日前投票所 投票立会人 推薦書」により、投票立会人（期日前投票所）を御推薦ください。

(2) 当日投票所の投票管理者・投票立会人の推薦

御推薦いただく人数については、資料3「当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦依頼人数」を御参照ください。

様式2「当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦書」により、投票管理者（当日投票所）及び投票立会人（当日投票所）を御推薦ください。

なお、投票管理者や投票立会人は投票所の運営に重要な職務を担っていることから、原則として投票日において1人の投票管理者及び2人の投票立会人によりその事務を担っていただくことが望ましいと考えていますが、長時間の拘束等により人員の確保が難しい場合は交替で従事することも可能です。（交替制の場合：前半：7時00分～13時30分／後半：13時30分～20時00分）

(3) 推薦書の提出期限

様式1「期日前投票所 投票立会人 推薦書」及び様式2「当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦書」を、5月19日（月）必着で、同封の返信用封筒にて、泉区選挙管理委員会（横浜市泉区和泉中央北五丁目1番1号）宛に御提出ください。

(4) 御推薦者の変更

従事日に体調不良等で止むを得ず従事できない場合は、大変恐縮ですが、各連合自治会町内会から代替の従事者を御推薦くださいますようお願いします。

3 投票管理者打合せ会

次のとおり、「投票管理者・事務主任打合せ会」の開催を予定しております。投票管理者の皆様は御出席いただきますので、御推薦された方にお伝えください。交替制とする場合は、お二人とも御出席ください。

詳細につきましては、後日、泉区選挙管理委員会から投票管理者様宛に個別に通知します。

なお、投票立会人の打合せ会はありません。御推薦いただいた後に、選任通知とともに「投票立会人の心構え」をお送りします。

<投票管理者・事務主任打合せ会> ※2選挙分同時に開催します。

【日時】令和7年6月24日（火）14時00分～15時00分（予定）

【場所】泉区役所4階 4ABC会議室

4 告示について

公職選挙法施行令第25条の規定に基づき、投票管理者につきまして、住所の一部（住所の市区町村まで（指定都市は行政区まで））及び氏名を区役所前掲示板に告示しています。

なお、御提出いただく推薦書の住所記入欄には、住所の全部を記載してください。

5 今回の選挙からの変更点

(1) 投票所従事者数基準の見直し

投票所の運営は、自治会・町内会から選出された民間従事者のご協力により円滑に執行されていますが、従事者を確保する負担軽減の観点から、民間従事者数基準の見直しを行い、原則、有権者数5,000人未満の投票所における民間従事者数を現行から1名減とします。各投票所における民間従事者数については、資料4を御参照ください。

(2) 投票管理者・投票立会人報酬額の改定

選挙執行経費基準法の改正により、投票管理者・投票立会人報酬については令和6年執行衆議院選挙の際の報酬額から1,500円程度増額する見込みです。

<参考>期日前投票所及び当日投票所に従事いただく方の報酬

区 分	職 名	報酬 (R 6 衆院選実績)
当日投票所	投票管理者	13,000 円/日
	投票立会人	12,000 円/日
期日前投票所	投票立会人	11,000 円/日

なお、当日投票所については、交替制とする場合、原則としての交替時間及び報酬は次のとおりです。

職 名	投票時間	報酬 (R 6 衆院選実績)
投票管理者	前半：7:00～13:30	6,500 円
	後半：13:30～20:00	6,500 円
投票立会人	前半：7:00～13:30	6,000 円
	後半：13:30～20:00	6,000 円

6 その他

- (1) 投票管理者には当日投票所の民間従事者を御推薦いただきます。詳細につきましては、後日、泉区選挙管理委員会から投票管理者様宛に個別に通知します。
- (2) 横浜市選挙管理委員会から啓発ポスターを送付します。
お手数をおかけしますが、ポスター到着後から選挙執行終了後まで、各自治会町内会の掲示板に啓発ポスターの掲出をお願いします。

7 添付書類

- (1) 投票管理者・投票立会人 推薦要領 (別紙)
- (2) 期日前投票所 投票立会人 推薦書 (様式1)
- (3) 当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦書 (様式2)
- (4) 期日前投票所 投票立会人 推薦依頼日数 (資料1)
- (5) 期日前投票所 投票立会人 推薦依頼人数 (資料2)
- (6) 当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦依頼人数 (資料3)
- (7) 参考：当日投票所 民間従事者 推薦依頼人数 (資料4)
- (8) 泉区投票所及び投票区域一覧表 (資料5)
- (9) 参考：前回選挙 当日投票所 投票管理者・投票立会人 一覧 (資料6)

※資料 (一部) 及び様式は、泉区ホームページ「自治会町内会向け書式ダウンロード」のページに掲載しますので、御活用ください。

泉区選挙管理委員会事務局
(泉区総務課統計選挙係)

担 当：益田、吉澤

電 話：800-2315・2316

e-mail：iz-senkyo@city.yokohama.lg.jp



投票管理者・投票立会人 推薦要領

1 推薦依頼人数

別添「期日前投票所 投票立会人 推薦依頼人数（資料2）」及び「当日投票所 投票管理者・投票立会人 推薦依頼人数（資料3）」のとおりです。

2 推薦にあたっての諸注意

(1) 投票管理者（当日投票所）

各投票所に1名置かれ、投票に関する事務（代理投票の許容、選挙人の確認、投票箱の開票管理者への送致、投票所の秩序維持など）を行う最高責任者です。

- ① 投票管理者につきましては、選挙権を有する方に限ります。
- ② 投票所における最高責任者という立場にありますので、公平・平等に管理執行できる方をお願いいたします。
- ③ 特定の候補者の親族又は親密な関係にある方、又は選挙運動に従事する方は避けてください。
- ④ 投票管理者の方には、投票所に従事する民間従事者（アルバイト）の確保や事務打合せ会への出席、投票所施設との打合せ、投票日前日の投票所設営の立会い、投票箱の開票所への送致などをお願いいたします。

(2) 投票立会人（当日投票所）

有権者を代表して、選挙事務の執行（投票手続の立会、投票箱の開票所への送致など）に立ち会い、選挙が公正に行われるよう監視します。

- ① 当日投票所の投票立会人につきましては、選挙権を有する方に限ります。
- ② 公益代表的な性格を有するので、特定の候補者と直接関係のある方、又は選挙運動に従事する方は避けてください。
- ③ 投票立会人の方には、投票事務（午前7時～午後8時）の執行が公正に行われるように監視していただくとともに、投票録への署名等をお願いいたします。

また、投票立会人2名のうち1名の方には、投票管理者と一緒に、投票箱の開票所への送致をお願いいたします。

(3) 投票立会人（期日前投票所）

- ① 期日前投票所の投票立会人につきましては、選挙権を有する方に限ります。
- ② 公益代表的な性格を有するので、特定の候補者と直接関係のある方、又は選挙運動に従事する方は避けてください。
- ③ 投票立会人の方には、投票事務（区役所は8時30分～20時00分、臨時期日前投票所（立場）は9時30分～20時00分）の執行が公正に行われるように監視していただくとともに、投票録への署名等をお願いいたします。

3 報酬

選挙執行経費基準法の改正により、投票管理者・投票立会人報酬については令和6年執行衆議院選挙の際の報酬額から1,500円程度増額する見込みです。

＜参考＞期日前投票所及び当日投票所に従事いただく方の報酬

区 分	職 名	報 酬（R6衆院選実績）
当日投票所	投票管理者	13,000円／日
	投票立会人	12,000円／日
期日前投票所	投票立会人	11,000円／日

なお、当日投票所については、交替制とする場合、原則としての交替時間及び報酬は次のとおりです。

職 名	投票時間	報 酬（R6衆院選実績）
投票管理者	前半：7:00～13:30	6,500円
	後半：13:30～20:00	6,500円
投票立会人	前半：7:00～13:30	6,000円
	後半：13:30～20:00	6,000円

4 告示について

公職選挙法施行令第25条の規定に基づき、投票管理者に選任された方につきまして、住所の一部（住所の市区町村まで（指定都市は行政区まで））及び氏名を区役所前掲示板に告示しています。

なお、御提出いただく推薦書の住所記入欄には、住所の全部を記載してください。

市連会 4 月 定例会 説明資料
令和 7 年 4 月 1 0 日
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
GREEN×EXPO 推進課

GREEN×EXPO 2027の機運醸成について【情報提供】

令和7年3月19日に実施した「GREEN×EXPO 2027 開催2年前記者発表会」において、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会から、会場の主要施設である「政府出展」などの展示計画を含む最新の会場計画のほか、Village出展、花・緑出展（企業・団体・個人、自治体）、テーマ営業出店の内定者として、新たに145件が発表されました。

GREEN×EXPOの開催に向け、自治会町内会はじめ、市民の皆様と共に盛り上げていきたいと考えておりますので、引き続きのご協力をお願いします。

1 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

2 GREEN×EXPO 2027 開催2年前記者発表会について

添付の記者発表資料をご参照ください。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
GREEN×EXPO 推進課 広報担当
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

NEWS RELEASE

2025年3月19日

報道関係者各位

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

GREEN×EXPO 2027 開催まであと2年 主要施設の展示内容など最新の会場計画を発表 ～会場を共創する出展内定者は377件に～

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（会長：十倉雅和、所在地：横浜市中区）は、GREEN×EXPO 2027（正式名称「2027年国際園芸博覧会」）の開催2年前である2025年3月19日（水）、日本橋三井ホールにて記者発表会を実施しました。会場の主要施設である「政府出展」などの展示計画を含む最新の会場計画のほか、Village出展、花・緑出展（企業・団体・個人、自治体）、テーマ営業出店の内定者として、新たに145件を発表し、会場を共創する出展内定者（テーマ営業出店を含む）はあわせて377件となりました。



GREEN×EXPO 2027

空から見た GREEN×EXPO 2027 会場

自治会町内会館整備について【事業説明】

1 事業の趣旨

令和 8 年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費 100 万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和 8 年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、予算には上限がありますので、予算の範囲内で対象となる自治会町内会を決定する予定です。

※公園集会所の整備を予定している団体についても同様の申出をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

（地区連合町内会館も対象となります）

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

3 制度について

(1) 制度概要

別添のパンフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。以下の二次元バーコードよりアクセスください。



(2) 整備の種類、補助率、補助限度額

整備の種類	補助率	補助限度額
新築・購入	2 分の 1	125,000 円/㎡ かつ 1,500 万円
特殊基礎 工事費	2 分の 1	300 万円
エレベーター 設置工事費	2 分の 1	300 万円
増築	2 分の 1	630 万円
耐震補強工事	2 分の 1	380 万円
修繕	2 分の 1	250 万円

裏面あり

4 今後のスケジュール

- ・区役所へのお申し出及び書類提出の締切は、令和7年7月7日（月）です。
必要な書類等については、区役所地域振興課へお問い合わせください。
（内容を審査した上、予算編成の際、基礎データとします）
- ・令和8年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、
令和8年3月末頃の予定です。

5 事前申出の提出

【申込方法】各区役所地域振興課へ必要書類を提出

必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】令和7年7月7日（月）

6 その他

- (1)風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。
- (2)公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。
- (3)自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED 照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課

担当 栗田、石栗

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

戸籍氏名の振り仮名記載について【情報提供】

1 趣旨・概要

戸籍法の改正に伴って、行政手続きのデジタル化の推進等のために戸籍の氏名に振り仮名が記載されるようになります。

令和 7 年 5 月 26 日時点（改正法の施行日）において本籍を置く市区町村から皆様（原則として戸籍の筆頭者宛て）に振り仮名が記載された通知が発送されますので、届きましたら内容の確認をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 今後の流れ

(1) 令和 7 年 5 月 26 日から夏頃まで

各ご家庭に、戸籍に記載する予定の振り仮名がハガキで届きます。このハガキは同一戸籍にいる方全員分（1 通に 4 名まで）の振り仮名が記載されており、戸籍内で住所が別の方がいる場合は、同内容のハガキがそれぞれの住所あて郵送されます。

【通知ハガキ 表面のイメージ】

 市区町村管理番号 100-8977 東京都千代田区篠1丁目1番1号 法務 太郎 様 郵便用カスタマーバーコード印刷領域 【必ず開封してください】 戸籍への振り仮名記載についてのお知らせ この通知に関してご不明な点がございましたら、法務省ホームページ及び当市ホームページをご確認ください。当市までお問い合わせされる際には、右上の管理番号をお知らせください。 「法務省HP」  「市HP」  ※印刷からゆがりはかしてご覧ください	文書番号 令和7年 第 〇 号 戸籍に記載される振り仮名の通知書 〇〇県〇〇市〇〇 戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。この通知に記載された振り仮名を必ずご確認ください。記載されている振り仮名が誤っている場合には、令和8年5月25日までに、裏面の方で、必ず正しい振り仮名の届出をしてください。 届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。 本籍 〇〇県〇〇市〇〇12345番 【氏名の振り仮名】 <table border="1"> <tr> <td>氏</td> <td>法 務</td> </tr> <tr> <td>振り仮名</td> <td>ホウム</td> </tr> <tr> <td>氏名の振り仮名の届出が可能な方</td> <td>法務 太郎 様のみ</td> </tr> </table>	氏	法 務	振り仮名	ホウム	氏名の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ	【名の振り仮名】 <table border="1"> <tr> <td>① 名</td> <td>太 郎</td> </tr> <tr> <td>振り仮名</td> <td>タロウ</td> </tr> <tr> <td>② 名</td> <td>京 子</td> </tr> <tr> <td>振り仮名</td> <td>キョウコ</td> </tr> <tr> <td>③ 名</td> <td>正</td> </tr> <tr> <td>振り仮名</td> <td>タダシ</td> </tr> <tr> <td>④ 名</td> <td>ゆり</td> </tr> <tr> <td>振り仮名</td> <td>ユリ</td> </tr> </table> ①～④の方が個別に届出可能です。 (未成年者については、親権者からの届出も可能です。) ※令和7年 月 日現在のデータにより作成しています。 右のコードは目の不自由な方のための音声コードです。読み取りには専用のアプリが必要です。(「Uni-Voiceアプリ」/「Uni-Voice Blindアプリ」) 音声コード	① 名	太 郎	振り仮名	タロウ	② 名	京 子	振り仮名	キョウコ	③ 名	正	振り仮名	タダシ	④ 名	ゆり	振り仮名	ユリ
氏	法 務																							
振り仮名	ホウム																							
氏名の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ																							
① 名	太 郎																							
振り仮名	タロウ																							
② 名	京 子																							
振り仮名	キョウコ																							
③ 名	正																							
振り仮名	タダシ																							
④ 名	ゆり																							
振り仮名	ユリ																							

《裏面もあります。》

(2) ハガキが届いてから令和8年5月25日まで

ア 振り仮名が正しい場合

手続きは必要ありません。この場合、令和8年5月26日以降に自動で戸籍に振り仮名が記載されます。

イ 振り仮名に誤りがある場合

振り仮名の届出が必要です。

※オンライン（マイナンバーカード利用）や郵送で届出可能です。詳細はお届けするハガキをご確認ください。

【届出期間】令和7年5月26日～令和8年5月25日の1年間

(3) 令和8年5月26日以降

すべての戸籍に振り仮名が記載されます。この日以前に、振り仮名の届出をされた方については、届出された時点で戸籍に振り仮名が記載されます。なお、戸籍に振り仮名が記載されると、本籍地の市区町村から住所地市区町村へ通知がなされ、自動的に皆様の住民票の氏名の振り仮名も記載されます。

4 コールセンターについて

戸籍の氏名に振り仮名が記載されることは、全国一斉に開始されます。

令和7年5月26日以降に国のコールセンターが開設されますので、ご不明点がございましたらお問合せください。

また、通知ハガキに関するお問合わせ等について、本市においても専用のコールセンターを開設します。電話番号等の詳細は、通知ハガキに記載するとともに本市ホームページに掲載する等してお知らせする予定です。

横浜市振り仮名の WEB ページ

2次元コード→



市民局窓口サービス課

担当 中澤、指宿

電話 045-671-2176 /FAX 045-664-5295

メール sh-madoguchi@city.yokohama.lg.jp

敬老パスの新たな取組について【事業説明】

1 事業の趣旨

敬老特別乗車証（以下：敬老パス）は、高齢者の社会参加を支援することを目的に、市内にお住まいの 70 歳以上の希望される方に、所得等に応じた負担金をお支払いいただき交付しています。

このたび、敬老パスに関する新たな取組を開始しますのでお知らせしますとともに、周知にご協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】チラシ（A 4 両面の表面）について掲示板への掲出をお願いします。

掲示期間：令和 7 年 9 月 30 日まで

※貼替を希望の場合には、その旨区の高齢・障害支援課あてにご連絡ください。

3 新たな取組の概要

- (1) 75 歳以上で運転免許証を自主返納した人に、敬老パスを 3 年間無料で交付します

免許証返納後の外出をお支えするため、令和 7 年 4 月 1 日以降に 75 歳以上になってから運転免許証を自主返納し、敬老パスを申請した方に、令和 7 年 10 月 1 日以降、敬老パスを 3 年間無料で交付します。

※申請には、警察署等で免許証返納時に交付される、「申請による運転免許の取消通知書」が必要です。

- (2) 敬老パスの対象交通機関が増えます

10 月 1 日より、地域の身近な公共交通として、一部の地域で運行しているワゴン型バスなどが、敬老パスの提示により、半額程度で利用できるようになります。

【利用できる交通機関】※今後拡大する予定

- ・四季めぐり号（旭区）
- ・こすずめ号（戸塚区）
- ・Eバス（泉区）

（運行地域にお住まいの皆様には今後改めて周知する予定です。）

4 敬老パスに関するお問合せ先

敬老パス問合せダイヤル

- ・電話番号：0120-206-160

- ・受付時間：毎日 8 時から 19 時まで

（休止期間：令和 7 年 4 月 1 日から 4 月 6 日、令和 7 年 12 月 29 日から令和 8 年 1 月 3 日）

健康福祉局 高齢健康福祉課

担当 正木、長嶋

電話 045-671-2406/FAX 045-550-3613

メール kf-koreikenko@city.yokohama.lg.jp



横浜市

令和7年10月～

75歳以上で

令和7年4月1日以降に

運転免許証を返納した方

敬老パス 3年間 無料



申請時には免許返納時に交付される

「申請による運転免許の取消通知書」が必要です。

横浜市 敬老バス



横浜市敬老バス問合せダイヤル

TEL 0120-206-160

(令和7年4月7日～令和8年3月31日まで)

泉区連長会資料
令和7年4月18日
泉区総務課統計選挙係

泉総第1566号
令和7年4月18日

泉区連合自治会町内会長 様

泉区総務課長

区勢便覧「IZUMI 2025」の御提供について

日頃から、泉区政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
このたび、統計データをもとに泉区の現況を取りまとめた区勢便覧「IZUMI 2025」を作成しました。参考資料として御活用いただけましたら幸いです。

なお、本冊子のデータは泉区ホームページにも掲載しております。下記 URL や二次元コードからも御覧いただくことができますので、是非御利用ください。

【掲載先】

横浜市役所ホームページ > 泉区 > 区政情報 > 統計・調査 > 統計情報
> 区勢便覧「IZUMI」

<URL>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/izumi/kusei/tokei/kuseibinran.html>

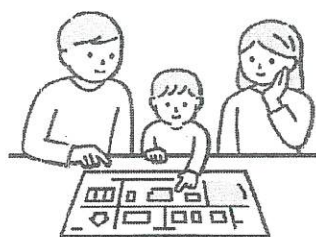
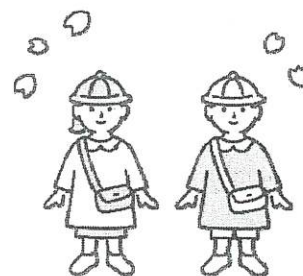
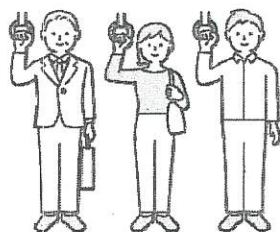
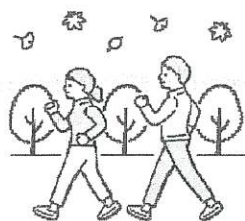
<二次元コード>



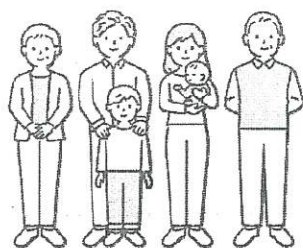
担当 泉区総務課統計選挙係 益田・柴原
電話 800-2315
FAX 800-2505

区勢便覧

IZUMI 2025



泉区をデータで見よう



資料14

泉区連長会資料 令和7年4月18日 泉区地域力推進担当

地区連合自治会町内会長 様

泉区区政推進課
地域力推進担当課長

令和7年度泉区地域支援チーム担当者一覧について

泉区では、区役所、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会で地域を支える地域支援チームを、12の地区連合自治会・町内会に設置し、地域の皆さまの課題解決等を支援しています。今年度のチームメンバーが決まりましたのでお知らせします。地域支援チームがワンストップで地域主体の地域運営を支援してまいりますのでよろしくお願いします。

【配付資料】

泉区地域支援チーム担当者一覧

担当 泉区区政推進課地域力推進担当

井戸、宇野

電話：800-2333 FAX：800-2505

E-mail：iz-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp

泉区地域支援チーム担当者一覧 (令和7年4月18日現在)

担当課 地区名	アドバイザー (部長級)	チームリーダー (課長級) 数字は電話番号	総務部		福祉保健課／高齢・障害支援課／こども家庭支援課／生活支援課				横浜市区社会福祉 協議会	地域ケアプラザ	地域力推進担当
			サブリーダー (係長級)	地域振興課 担当者	サブリダー (係長級)	保健師	社会福祉職	福祉保健課 事業企画担当			
中川	副区長 金子 利恵	戸籍課長 平井 入輔 800-2340	地域振興課担当係長 小野瀬 夕湖	政木	運営企画係長 梅田	子育て支援担当 柴田 (み)	高齢者支援担当 齋藤	保健師 坂川	松宮 藤原	【岡津】 (所長) 出羽 (地Co.) 岡 中尾 (生Co.)	地域元気推進員 高草木
緑園	センター担当部長 小畑 真子	保険年金課長 小川 真文 800-2420	まちづくり調整 担当係長 稲垣	原	健康づくり係長 櫻川	高齢者支援担当 柴田 (早) こども家庭センター 成實	障害者支援担当 山本	事務職 大山	松宮 藤原	【新橋】 (所長) 相沢 (地Co.) 竹内 (生Co.) 森田	宇野
新橋	副区長 金子 利恵	税務課長 工藤 裕 800-2350	税務課担当係長 尾末	藤原	子育て支援担当係長 坂田 純子	健康づくり係 小林	高齢者支援担当 桑野 障害者支援担当 矢次	事務職 大山	今村 齋藤		地域元気推進員 高草木
和泉北部	センター担当部長 小畑 真子	税務課担当課長 (区会計管理者兼務) 佐藤 健也 800-2385	戸籍課担当係長 波邇	小森	こども家庭係長 桐井	子育て支援担当 新妻	高齢者支援担当 吉野 (明) 子育て支援担当 白井		今村 曾我	【いずみ野】 (所長) 鈴木 (地Co.) 藤田 (生Co.) 草島	地域元気推進員 高草木
和泉中央	副区長 金子 利恵	学校連携こども担当課長 金子 寛子 800-2394	地域力推進担当係長 井戸	平手	事業企画担当係長 大井	高齢者支援担当 藤岡	高齢者支援担当 山田 (佳) 障害者支援担当 矢嶋	社会福祉職 小川	今村 丸山 (永)	【いずみ中央】 (所長) 諏方 (地Co.) 戸根 (生Co.) 小田原	地域力推進担当係長 井戸
下和泉	センター長 瀬澤 朋之	福祉保健課長 岩井 裕子 800-2321	資源化推進担当係長 上野	三浦	介護保険担当係長 園越	高齢者支援担当 眞子	子育て支援担当 原田 障害者支援担当 杉山		松宮 丸山 (永)	【下和泉】 (所長) 堀山 (地Co.) 徳本 (生Co.) 木村	地域力推進担当係長 井戸
富士見が丘	センター長 瀬澤 朋之	生活支援課長 廣瀬 優 800-2441	広報相談係長 菅沼 遼	原	こども家庭支援課 担当係長 鈴木	子育て支援担当 牧田 健康づくり係 木村	高齢者支援担当 岡 障害者支援担当 土屋		松宮 土居		地域力推進担当係長 井戸
上飯田	副区長 金子 利恵	地域力推進担当課長 朝倉 泰史 800-2325	地域振興課担当係長 千田	菅谷	こども家庭支援課 担当係長 井田 理世	健康づくり係 作田	子育て支援担当 松本 高齢者支援担当 山崎		今村 丸山 (敦)	【上飯田】 (所長) 飯田 (地Co.) 榎井 (生Co.) 露口	地域力推進担当課長 朝倉
上飯田団地	センター長 瀬澤 朋之	生活衛生課長 村上 哲治 800-2450	企画調整係長 志澤	湯澤	高齢者支援担当係長 原 彩音	高齢者支援担当 岡本	障害者支援担当 飯塚 生活支援係 斉藤	保健師 坂川	今村 丸山 (敦)		宇野
いちょう団地	センター担当部長 小畑 真子	高齢・障害支援課長 石田 登 800-2432	地域振興課担当係長 澤村	菊池	地域包括ケア推進 担当係長 柏村	高齢者支援担当 村尾 子育て支援担当 彦辺	生活支援係 永塚		松宮 丸山 (敦)		宇野
中田	センター担当部長 小畑 真子	戸籍課担当課長 中澤 篤 800-2410	戸籍課担当係長 尾本 篤志	江原	高齢・障害係長 橋本	高齢者支援担当 岡崎	障害者支援担当 子育て支援担当 岡田	事務職 伊藤	松宮 福岡	【臨場】 (所長) 生田 (地Co.) 嶋 (生Co.) 加賀美	地域力推進担当課長 朝倉
しらゆり	副区長 金子 利恵	区政推進課長 室町 純也 800-2330	税務課担当係長 五十嵐 弘行	藤原	障害者支援担当係長 岡野	子育て支援担当 生山 健康づくり係 内田	障害者支援担当 高橋		今村 坂巻		地域元気推進員 高草木